自主防災組織結成届出書

　　年　　月　　日

　（宛先）鎌ケ谷市長

組 織 名

住　　所

　　　　　　　　　　　　　代表者

氏　　名

電話番号

下記のとおり、自主防災組織を結成したので届け出ます。

記

１　自主防災組織の概要

|  |  |
| --- | --- |
| 自主防災組織名 |  |
| 組織結成世帯数 | 世帯 |
| 結 成 年 月 日 | 年　　月　　日 |
| 備　　考 |  |

２　添付資料

（１）自主防災会規約

（２）役員名簿

（３）組織図

（４）自主防災組織の活動に係る地域図

**自主防災会　規約**

（名称）

第１条　この会は、　　　　　　　　（以下「本組織」という。）と称する。

（活動の拠点）

第２条　本組織の活動拠点は、次のとおりとする。

(1) 平常時は　　　　　　　　　　　とする。

(2) 災害時は　　　　　　　　　　　とする。

（目的）

第３条　本組織は、住民の隣保共同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害（以下「地震等」という。）による被害の防止および軽減を図ることを目的とする。

（事業）

第４条　本組織は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 防災に関する知識の普及・啓発に関すること。

(2) 地震等に対する災害予防に資するため、地域の災害危険の把握に関すること。

(3) 防災訓練の実施に関すること。

(4) 地震等の発生時における情報の収集･伝達および出火防止・初期消火、避難、救出・救護、給食・給水等応急対策に関すること。

(5) 防災資機材の整備等に関すること。

(6) 他組織との連携に関すること。

(7) その他本組織の目的を達成するために必要な事項。

（会員）

第５条　本組織は、　　　　　　　　　自治会にある世帯をもって構成する。

（役員）

第６条　本組織に次の役員を置く。

(1) 会長　　　　１名

(2) 副会長　　　若干名

(3) 防災委員　　若干名

(4) 班長　　　　若干名

(5) 監査役　　　　２名

２　役員は、会員の互選による。ただし、防災委員は、消防職員・団員ＯＢなどをもってその職にあてるものとし、会長が指名した者とする。

３　役員の任期は、防災委員は５年、その他の者は１年とする。ただし、再任することができる。

（役員の責務）

第７条　会長は、本組織を代表し、会務を統括し、地震等の発生時における応急活動の指揮を行う。

２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を行う。また、各班活動の指揮監督を行う。

３　防災委員は、住民に対する啓発活動や防災活動に専門的に携わる。

４　班長は幹事会の構成員となり、会務の運営にあたるほか、班活動の指揮を行う。

５　監査役は、会の会計を監査する。

（会議）

第８条　本組織に、総会および幹事会を置く。

（総会）

第９条　総会は、全会員をもって構成する。

２　総会は、毎年１回開催する。ただし、特に必要がある場合は臨時に開催することができる。

３　総会は、会長が招集する。

４　総会は、次の事項を審議する。

(1) 規約改正に関すること。

(2) 防災計画の作成および改正に関すること。

(3) 事業計画に関すること。

(4) 予算および決算に関すること。

(5) その他、総会が特に必要と認めたこと。

５　総会は、その付議事項の一部を幹事会に委任することができる。

（幹事会）

第10条　幹事会は、会長、副会長、防災委員および班長によって構成する。

２　幹事会は、次の事項を審議し、実施する。
(1) 総会に提出すべきこと。
(2) 総会により委任されたこと。
(3) その他幹事会が特に必要と認めたこと。

（防災計画）

第11条　本組織は、地震等による被害の防止および軽減を図るため、防災計画を作成する。

２　防災計画は、次の事項について定める。

(1) 地震等の発生時における防災組織の編成および任務分担に関すること。

(2) 防災知識の普及に関すること。

(3) 災害危険の把握に関すること。

　(4) 防災訓練の実施に関すること。

　(5) 地震等の発生時における情報の収集・伝達および出火防止・初期消火、救出・救護、避難、給食・給水、災害時要援護者対策、避難所の管理・運営および他組織との連携に関すること。

　(6) その他必要な事項

（会費）

第12条　本組織の会費は、総会の議決を経て別に定める。

（経費）

第13条　本組織の運営に要する経費は、会費その他の収入をもってこれに充てる。

（会計年度）

第14条　会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月31日に終わる。

（会計監査）

第15条　会計監査は、毎年１回監査役が行う。ただし、必要がある場合は、臨時にこれを行うことができる。

２　監査役は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

附　則

この規約は、　　　　年　　月　　日から実施する。

**自主防災会　役員名簿**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 役　職　名 | 氏　　名 | 住　　所 | 連 絡 先 | 備　考 |
| 会　　　長 |  |  |  |  |
| 副　会　長 |  |  |  |  |
| 副　会　長 |  |  |  |  |
| 監　査　役 |  |  |  |  |
| 監　査　役 |  |  |  |  |
| 防 災 委 員 |  |  |  |  |
| 情報連絡班長 |  |  |  |  |
| 情報連絡班長 |  |  |  |  |
| 情報連絡班長 |  |  |  |  |
| 初期消火班長 |  |  |  |  |
| 初期消火班長 |  |  |  |  |
| 初期消火班長 |  |  |  |  |
| 救出救護班長 |  |  |  |  |
| 救出救護班長 |  |  |  |  |
| 救出救護班長 |  |  |  |  |
| 避難誘導班長 |  |  |  |  |
| 避難誘導班長 |  |  |  |  |
| 避難誘導班長 |  |  |  |  |
| 給食給水班長 |  |  |  |  |
| 給食給水班長 |  |  |  |  |
| 給食給水班長 |  |  |  |  |

**自主防災会　組織図**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 情報伝達班 | 班長・班員名 | １　災害情報の収集活動２　避難情報等の伝達活動３　被害状況の把握４　防災関係機関との連絡調整 | １　防災意識の啓発活動（災害情報配信）２　防災知識の普及活動（研修会など）３　情報伝達訓練の実施 |
| (長) |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 初期消火班 | 班長・班員名 | １　火災の警戒・出火防止活動２　初期消火活動３　防災関係機関が行う消火活動への協力 | １　火気使用の安全対策の普及・啓発２　家庭での消火方法の普及・啓発３　消火器具の取扱などの消火訓練の実施 |
| (長) |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 救出救護班 | 班長・班員名 | １　負傷者の救出活動２　負傷者の手当・搬送等の救護活動３　負傷者の発生状況等の把握４　災害弱者等の安全確認及び支援 | １　救出救護活動に必要な資機材整備２　救出救護活動に必要な技術研修３　救出救護活動に必要な知識習得４　災害弱者への支援方法の検討 |
| (長) |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 避難誘導班 | 班長・班員名 | １　避難経路の安全確認及び選定２　避難場所への誘導３　避難者の把握４　避難場所の運営・管理への協力 | １　地域内の危険箇所調査と安全対策２　避難場所への経路確認３　避難訓練の実施４　避難場所の運営検討 |
| (長) |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 給食給水班 | 班長・班員名 | １　炊出しの実施２　災害弱者への優先対応３　防災関係機関等が行う給食給水活動への協力 | １　家庭内での食料等の備蓄推進２　災害時の支援物資の配給方法の検討３　炊出し訓練の実施 |
| (長) |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 構成員 | 氏　　名 | 災害時の任務 |
| 本部 | 会長 |  | １　被害状況の把握２　各班への災害応急活動の指示３　防災関係機関への情報提供４　防災関係機関との連絡調整５　避難場所の運営・管理への協力 |
| 副会長 |  |
| 監査役 |  |
| 防災委員 |  |

【 平常時の任務 】

【 災害時の任務 】

**自主防災会　地域図**

